

南区家具転倒防止器具補助事業実施要綱

制 定 平成 16 年 12 月 22 日 南総第 273 号（区長決裁）

最近改正 令和 6 年 4 月 19 日 南総第 74 号（区長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、高齢者等の世帯に対して、居住する住宅の居間や寝室等の家具に家具転倒防止器具を設置するために、補助金を交付することにより、震災時の家具の転倒によるけがを防ぎ、高齢者等の身の危険を減少させるとともに、迅速な避難の促進及び避難援助活動の安全性の推進を図ることを目的とする「南区家具転倒防止器具補助事業」の実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 事業の補助金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象世帯）

第 2 条 この事業の適用を受けることができる補助対象世帯は、市長が定める「横浜市家具転倒防止対策助成事業実施要綱」に基づき、事業利用の決定を受け、器具取付工事を実施した南区に在住する世帯とする。

（補助対象及び補助金額）

第 3 条 補助対象は、補助対象世帯が横浜市家具転倒防止対策助成事業（以下、「市事業」という。）を利用した際に、市事業委託事業者から購入した転倒防止器具とする。

2 補助の対象とするのは、市要綱第 7 条第 1 項で規定する個数までとする。

3 補助金額は、転倒防止器具の器具代金のうち、3 分の 2 の金額を補助するものとし、補助金額の上限は 5,200 円とする。ただし、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和 5 年 4 月策定）における対象地域（重点対策地域及び対策地域）に居住する世帯については、転倒防止器具の器具代金のうち、10 分の 9 の金額を補助するものとし、補助金額の上限は 7,200 円とする。

4 前項に規定する補助金額に端数が生じたときは、百円未満を切り上げるものとする。

5 事業の補助を受ける者が自己負担する金額は、前項で規定する器具購入代金から前各項で規定する補助金額を差し引いた金額とする。

（補助金交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯（以下、「申請世帯」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）を、次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 市事業実施要綱第 6 条第 3 項に規定する家具転倒防止器具取付確認書の写し
- (2) 市事業受託事業者発行した転倒防止器具の領収書の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金交付決定と額の確定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、不適当であると認めるときは、補助金の不交付決定を行う。

2 区長は、前項で規定する審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定及び交付額確定通知書(第2号様式)により申請世帯に通知するものとする。

3 区長は、第1項で規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請世帯に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた世帯(以下、「決定世帯」という。)は、補助金請求書(第4号様式)を区長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助回数の制限)

第7条 この事業において、補助の適用を受けることができるのは、一回限りとする。

(変更・中止)

第8条 決定世帯は、第5条第2項による決定を受けた後、申請内容に変更がある場合又は中止する場合は、区長に変更届(第5号様式)又は辞退届(第6号様式)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項による補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、第5条第1項による補助金交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消決定通知書(第7号様式)により、通知するものとする。

(器具の取り外し)

第10条 決定世帯が、転居等により器具を取り外す場合の費用は、自己負担で行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金規則第25条で規定する市長が定める期間は、器具を取付けた日から1年とする。

(世帯情報等の確認)

第12条 区長は、申請世帯にかかわる世帯情報等を、必要に応じて、市長照会し、確認をするものとする。

(その他)

第 13 条 区長は、この事業の実施についての記録等必要な書類について整備することとする。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき決定されたものについては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(要綱の復活)

2 本要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から効力を復活する。

附 則 (平成 29 年 8 月 16 日南総第 659 号)

(施行期日)

本要綱は、平成 29 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

本要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

(施行期日)

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

南区家具転倒防止器具補助事業補助金交付申請書

横浜市南区長

〒 _____
住 所 _____
(ふりがな)
(申請者) 氏 名 _____
連 絡 先 _____
※ 日中連絡がとりやすい携帯電話等の連絡先を記入してください。
(代筆者) 氏 名 _____

南区家具転倒防止器具補助事業に係る補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び南区家具転倒防止器具補助事業実施要綱を遵守します。

補助金交付申請金額 _____ 円

1 添付書類

- (1) 横浜市家具転倒防止対策助成事業の取付確認書の写し
- (2) 領収書の写し

2 横浜市密集市街地における地震火災対策計画の重点対策地域又は対策地域の居住について 【裏面参照】

下記のいずれかにチェックを入れてください。

- 地域に居住しています。【 補助率 10分の9 】(補助金上限7,200円)
- 地域に居住していません。【 補助率 3分の2 】(補助金上限5,200円)

※ 申請者以外が申請書を記入する場合には、申請者本人の同意を得て、代筆者欄に代筆者の氏名を記入してください。

【横浜市密集市街地における地震火災対策計画による南区の対象地域一覧】

① 下記の町丁目に居住する世帯は、補助率が10分の9となります。(補助限度額7,200円)

例：井土ヶ谷上町にお住まいの方で、器具代金が6,000円の場合

$$\rightarrow 6,000 \text{円 (器具代金)} \times \frac{9}{10} \text{(補助率)} = 5,400 \text{円 (補助金額)}$$

② その他の地域に居住する世帯は、補助率が3分の2となります。(補助限度額5,200円)

例：下記以外にお住まいの方で、器具代金が5,000円の場合

$$\rightarrow 5,000 \text{円 (器具代金)} \times \frac{2}{3} \text{(補助率)} = 3,400 \text{円 (補助金額)}$$

(百円未満は切り上げ)

【対象地域一覧】

井土ヶ谷上町	中里一丁目	別所三丁目
浦舟町1丁目	中里二丁目	別所四丁目
永楽町1丁目	中里三丁目	別所五丁目
榎町1丁目	中里四丁目	別所中里台
榎町2丁目	永田北一丁目	堀ノ内町1丁目
大岡一丁目	永田北二丁目	堀ノ内町2丁目
大岡二丁目	永田北三丁目	蒔田町
大岡三丁目	永田山王台	真金町1丁目
大岡四丁目	永田東一丁目	真金町2丁目
大岡五丁目	永田東二丁目	南太田一丁目
庚台	永田南一丁目	三春台
唐沢	永田南二丁目	宮元町3丁目
共進町1丁目	中村町1丁目	六ツ川一丁目
共進町2丁目	中村町2丁目	六ツ川二丁目
共進町3丁目	中村町3丁目	睦町1丁目
山谷	西中町4丁目	睦町2丁目
清水ヶ丘	八幡町	若宮町1丁目
白妙町1丁目	東蒔田町	若宮町2丁目
白妙町2丁目	伏見町	若宮町3丁目
高根町1丁目	平楽	若宮町4丁目
通町4丁目	別所二丁目	

南 総 第 号
年 月 日

様

横浜市南区長



南区家具転倒防止器具補助事業補助金交付決定
及び交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました南区家具転倒防止器具補助事業補助金について、横浜市補助金等の交付に関する規則及び南区家具転倒防止器具補助事業要綱に基づき、補助金交付を決定します。

また、提出された書類等の審査の結果、南区家具転倒防止器具補助事業補助金の交付額を確定したため、通知します。

1 交付確定金額

¥ . -

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から30日以内

3 交付条件

- (1) この補助金は、南区家具転倒防止器具補助事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、区が調査を行うことがあります。

担当：

電話：

南 総 第 号
年 月 日

様

横浜市南区長



南区家具転倒防止器具補助事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました南区家具転倒防止器具補助事業補助金交付申請書について、審査した結果、家具転倒防止器具にかかる補助金を交付しないことと決定したため、通知します。

不交付理由

担当：

電話：

年 月 日

南区家具転倒防止器具補助事業補助金請求書

横浜市南区長

住所 _____
 (ふりがな)
 (申請者) 氏 名 _____
 (ふりがな)
 (代筆者) 氏 名 _____

年 月 日南総第 号交付額確定通知のありました南区家具転倒防止器具補助事業補助金について、請求します。

1 請求金額 ¥ _____ . -

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所 支所
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ゆうちょ銀行の場合の支店名は漢数字での記載とする。 例 ○二八

3 添付書類

南区家具転倒防止器具補助事業交付決定及び交付額確定通知書の写し

年 月 日

南区家具転倒防止器具補助事業申請の辞退について

横浜市南区長

(申請者)

〒

-

住 所

(ふりがな)

氏 名

南区家具転倒防止器具補助事業の申請を取り下げます。

南 総 第 号
年 月 日

様

横浜市南区長



南区家具転倒防止器具補助事業補助金交付決定取消決定通知書

年 月 日南総第 号にて通知した南区家具転倒防止器具補助事業補助金交付決定通知については、下記の理由により、取り消すことを決定したため、通知します。

取消理由

担当:

電話: